

平成 29 年 7 月 4 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 出版事業部

国税徴収法 理論サブノート

正誤に伴う修正のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、ご案内しておりました改正に伴う修正は、本年度の修正は不要であったため、当初の規定の状態です。本年度受験対策の学習にご利用ください。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2017 年 税理士試験受験対策シリーズ

国税徴収法 理論サブノート（平成 28 年 8 月 25 日第 16 版発行）

ISBN 978-4-86486-393-3 C1034

訂正内容

訂正頁・行	訂正箇所
P. 81 問題3-18 〔5〕 5行目	<p>【誤】 達した者二人以上又は市町村長の補助機関である職員若しくは</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">地方公共団体の</p> <p>【正】 上記の修正は不要のため、下記のとおり下線部分につきましては当初の規定の状態です。学習を行ってください。</p> <p>達した者二人以上又は市町村長の補助機関である職員若しくは</p>

点線に沿ってハサミ等で切り取り、教材に貼り付けてご使用ください。

この場合において、これらの者が不在であるとき、又は立会に應じないときは、成年に達した者二人以上又は市町村長の補助機関である職員若しくは警察官を立ち合わせなければならない。